（七）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,905	3,665	3,420	3,180	2,935	2,690	2,480	2,265	12,110	2,078
32,100	32,200	3,930	3,685	3,440	3,200	2,955	2,715	2,495	2,285	12,160	2,096
32,200	32,300	3,950	3,705	3,465	3,220	2,980	2,735	2,515	2,305	12,210	2,114
32,300	32,400	3,970	3,730	3,485	3,245	3,000	2,755	2,535	2,325	12,260	2,132
32,400	32,500	4,000	3,750	3,510	3,265	3,020	2,780	2,555	2,345	12,310	2,150
32,500	32,600	4,030	3,775	3,530	3,285	3,045	2,800	2,575	2,360	12,360	2,168
32,600	32,700	4,060	3,795	3,550	3,310	3,065	2,825	2,590	2,380	12,410	2,186
32,700	32,800	4,090	3,815	3,575	3,330	3,090	2,845	2,610	2,400	12,460	2,204
32,800	32,900	4,125	3,840	3,595	3,350	3,110	2,865	2,630	2,420	12,510	2,222
32,900	33,000	4,155	3,860	3,615	3,375	3,130	2,890	2,650	2,440	12,560	2,240
33,000円		4,170	3,870	3,630	3,385	3,140	2,900	2,660	2,445	12,610	2,258
33,000円を超え41,500円に満たない金額		33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の31.5％に相当する金額を加算した金額								12,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額	2,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の24％に相当する金額を加算した金額
41,500円		円 6,850	円 6,550	円 6,310	円 6,065	円 5,820	円 5,580	円 5,340	円 5,125		
41,500円を超え58,000円に満たない金額		41,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額									
58,000円		円 12,295	円 11,995	円 11,755	円 11,510	円 11,265	円 11,025	円 10,785	円 10,570		円 8,258
58,000円を超える金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額									8,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を、上記の各欄によって求めた税額から控除した金額	—

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

⑴　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

⑴　⑵に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

⑵　その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。